

佐渡市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 佐渡市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に基づき、佐渡市地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成に関する協議及び網形成計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の実情に即した効率的な輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 網形成計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 網形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 網形成計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (5) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(委員)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員20人以内で組織する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長には佐渡市副市長をもって充て、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 委員は、指名するものを代理人として会議に出席させることができる。
- 6 会議は、必要に応じて関係者を招集し意見を聞くことができる。

(協議結果の尊重義務)

第6条 協議会の構成員は協議会で協議が整った事項については、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第7条 協議会は、その運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、佐渡市交通政策課に置く。

- 2 事務局の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の経費)

第9条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(会計基準)

第10条 協議会の会計基準は、佐渡市財務規則（平成16年佐渡市規則第54号）に準拠して、会長が別に定める。

(監査)

第11条 協議会に監査委員を置く。

- 2 監査委員は、会長が指名する。
- 3 監査委員は、協議会の会計を監査し、その結果を会議で報告する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月20日から施行する。

別表（第3条関係） ※令和3年4月1日一部改正

所属	区分
佐渡市副市長	市長が指名する者
佐渡市総合政策監	市長が指名する者
新潟交通佐渡株式会社	関係する公共交通事業者等
佐渡地区ハイヤー協会	関係する公共交通事業者等
佐渡汽船株式会社	関係する公共交通事業者等
新潟交通佐渡労働組合	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
国土交通省北陸信越運輸局交通政策部	地方運輸局長が指名する者
国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局	地方運輸局長が指名する者
新潟県佐渡地域振興局地域整備部	道路管理者、港湾管理者
佐渡警察署	公安委員会
佐渡市民生委員児童委員協議会	地方公共交通の利用者
佐渡市社会福祉協議会	地方公共交通の利用者
佐渡市老人クラブ連合会	地方公共交通の利用者
佐渡市女性団体連絡協議会	地方公共交通の利用者
佐渡観光交流機構	会議の運営上必要と認められる者
長岡技術科学大学大学院	学識経験者